

承認第5号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月11日 提出

四万十町長 中尾 博憲

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月23日
四万十町長 中尾 博憲

令和2年度四万十町一般会計補正予算（第1号）

令和2年度四万十町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条** 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,506,000千円とする。
- 2** 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 9 繰入金		1,394,890	18,000	1,412,890
	1 基金繰入金	1,394,890	18,000	1,412,890
歳入合計		17,488,000	18,000	17,506,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		337,471	18,000	355,471
	1 商工費	337,471	18,000	355,471
歳出合計		17,488,000	18,000	17,506,000

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 9 繰入金	1,394,890	18,000	1,412,890
歳 入 合 計	17,488,000	18,000	17,506,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 商工費	337,471	18,000	355,471			18,000	
歳 出 合 計	17,488,000	18,000	17,506,000			18,000	

歳入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
款 項	目				区 分	金 額		
19	繰入金	1,394,890	18,000	1,412,890				
	1	基金繰入金	1,394,890	18,000	1,412,890			
	3	その他特定目的基金繰入金	1,205,390	18,000	1,223,390	1 その他特定目的基金繰入金	18,000	ふるさと支援基金繰入金 18,000
		計	17,488,000	18,000	17,506,000			

歳出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
款 項	目				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国県支出金	地 方 債	そ の 他				
	7商工費	337,471	18,000	355,471			18,000	0			
	1商工費	337,471	18,000	355,471			18,000	0			
	1商工総務費	131,225	18,000	149,225			18,000	0	7報償費	18,000	休業要請協力金 18,000
	計	17,488,000	18,000	17,506,000			18,000	0			